

令和3年度版

# 安全安心のPTA活動のために、\*PTA単位で加入する、PTA会員のためのお見舞金制度 補償が充実！「神戸市PTA総合補償制度」

※神戸市PTA協議会  
に加入の単位 PTA

当保障制度  
の負担金は  
単Pにつき年間  
PTA世帯数×50円  
(R3年度)

◆神戸市PTA安全教育振興会による見舞金制度（上限額 10万円）◆損保会社によるPTA団体傷害保険・PTA賠償責任保険

事故が発生したら

PTA活動中に、PTA会員\*の方が万一、おケガなどをされた場合は、すぐにPTA本部までお知らせください。（PTA活動とは・・・国内での単位、区、市のPTA主催行事やPTA各種会議・PTA参加の学校行事・PTA研究大会参加など）  
・PTA本部のご担当者が、事故の申請を行います。（補償の対象かどうかご不明な場合は、ご担当者がお気軽にお問い合わせください）  
・\*PTA会員＝神戸市PTA協議会加入の単位PTA保護者、教職員以外に、PTA活動に参加する会員のお子様、会員同居親族、PTAにより事前に参加を認めた特定されるボランティアも含まれます。

おケガをされたPTA会員様は、すぐに任意の病院等で治療を始めてください。

・PTA本部のご担当者が、会員様の治療に合わせ、申請書類を整えてご提出ください。  
申請書類のコピー用原本は、「保存用」と書かれた手引き冊子にあります。  
「神戸市PTA協議会」のHPからもDLできます。

HOME→PTAの保険→PTA安全教育振興会 →

見舞金上限は合計10万円・対象期間は通院初日～180日までです。



治療されたら…

PTA本部ご担当者様は、各申請書に必要な書類とともにご提出ください。（庁内メール可）

・お見舞金が確定しましたら、会長様指定のPTAの口座へ送金いたします。PTA会長様からの会員様へのお見舞金として、ご本人様へお渡しください。

見舞金は振興会規定の計算方法で確定します。交通費などを含む実費のお支払いをするものではありません。上記は最も標準的なパターンです。詳しくは加入時に配布の「PTA総合補償制度ご加入のおすすめ」「補償制度の手引き」をご覧ください。

特別見舞金（矯正用メガネ、補聴器等・前歯の欠損）や、会員以外への賠償、後遺障害等の補償内容(金額)につきましては、ご担当PTA本部役員様が「PTA総合補償制度ご加入のおすすめ」「(保存用)補償制度の手引き」をご覧ください。

\*\*\*\*\* 各種お問い合わせ先 \*\*\*\*\*

神戸市PTA安全教育振興会 TEL(078)360-3455(月・金 10時～4時) 以外の日時(神戸市PTA協議会)TEL(078)360-3453(平日 9時～5時)  
引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 神戸支店 第二支社 TEL(078)331-8517

入院の場合 1日 **5,000**円  
通院の場合  
通院日数×**3,000**円 または  
通院期間日数×**500**円の、いずれか高い方。

## 申請書類

### 「PTA総合補償制度の手引き」より、

- ① 見舞金申告書（様式1、2）
- ② 請求書（様式3、4）
- ③ 各通院で、精算時に受け取るレセプト表（明細領収書）のコピーをすべてお送りください。

※ お見舞金申請には診断書は不要です。  
※ 保険会社請求に関して診断書が必要な場合は、保険会社から別途請求があります。

※ 申請は事故発生翌日から1年です。  
※ 平成29年度以前の申請書類は受理できませんので、ご注意ください。必ず平成30年度以降の申請書類を使用してください。  
※ 最新の申請書類はHPからもDLできます。

ふっかつ！

お見舞金のお渡し

Thank you